

自動販売機設置事業者募集要項

自動販売機設置事業者の募集（令和3年4月設置）のお知らせ

令和3年4月1日から庁舎内に設置する飲料用自動販売機等の設置事業者を募集します。

今回の募集に参加される方は、この募集要項をご覧の上、お申し込みください。

1 募集する物件

(1) 設置対象の名称等

・飲料用自動販売機の設置に係る使用許可 4物件 4台

(2) 物件の位置等

別紙図面の物件番号ごとに募集します。

① 図面中の貸付箇所欄の数字「1～4」が、別添の設置箇所図面中の自販機置場貸付箇所と対応しています。

(3) 許可期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日とします。

令和4年4月1日以降の許可については、原則再度募集するものとします。

(4) 貸付料

次の①～③より算出された年額を日割計算した合計額を日割となります。

なお、電気料については、設置者が電力会社へ直接支払うこととなります。

① 評価額×5/100×設置面積／総床面積 = 16,848.4

② 再建築価格×80/100×設置面積／総床面積÷耐用年数 = 5,458.6

③ 土地評価額×5/100÷総面積×建築面積／総床面積×設置面積 = 73.2

① + ② + ③ = 22,380 円

2 応募受付

応募を希望される方は、下記の指定された日時・場所に必要書類を持参してください。

(1) 日 時 令和3年2月25日（木）13時30分

(2) 場 所 岩見沢地区消防事務組合消防本部講堂
(岩見沢市8条東10丁目2番地47)

(3) 必要書類 設置希望者が個人の場合は身分証明書、法人の場合は登記簿謄本の写し、本人（代表者）以外の者が来庁する場合は、委任状を提出していただきます。

3 決定方法

応募に来られた方を対象に、各物件の使用許可を受ける方を決定することとします。

使用申込は、各区分における応募者が複数いるときは、くじ引きにより各設置場所の設置許可を受けられる者を決定することとします。

飲料用自販機で5社以上の応募があるときは、くじ引きにより、設置許可を受けられる者及び設置場所を決定します。

この場合において、使用許可を受けることができるのは、1社あたり1物件とします。

上記の結果に基づき、各設置場所の設置許可を受けられる者となられた方には、3月12日（金）までに岩見沢地区消防事務組合の行政財産使用許可申請書を提出していただきます。

4 申請様式等の交付

- ・ 募集要項
- ・ 仕様書
- ・ 設置場所図面
- ・ 行政財産使用許可申請書
- ・ 委任状

〈申請様式等は、窓口（消防本部総務課財務係）にてCD-Rを無償でお渡ししますので、事前にお申し出ください。〉

5 募集に関する問い合わせ先

岩見沢地区消防事務組合消防本部財務係
担当 金山又は本間

TEL : 0126-22-4300

FAX : 0126-25-1048

仕様書（飲料用自動販売機）

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積は、貸付面積の範囲内（幅99.9cm、奥行80cm、高さ2m以内）とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② 冷媒

低GWP冷媒（二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン(HF01234yf)等)を採用した機種とすること。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）などを参考に適正な転倒防止措置を講じること。

② 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 自動販売機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭

の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃、ゴミ箱内の空き缶等の回収などを行うこと。

② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

③ 設置者において、缶、ペットボトル、瓶等用のごみ箱を設置すること。ごみ箱の種類、個数、ごみの回収方法は当組合と協議すること。

(3) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(4) 販売価格

メーカー希望小売価格の10円引き以内で販売すること。※販売価格に下限はなし

3 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気使用料は、設置者が個メーターを設置し、当該年度の3月31日時点までの使用料を当組合からの請求書により料金を支払う。

4 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して当組合の確認を受けなければならない。

5 自動販売機に伴う事故

当組合の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

6 商品等の盗難及び破損

- (1) 当組合の責に帰することが明らかな場合を除き、当組合はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

代理人選任の場合

委 任 状

令和 年 月 日

岩見沢地区消防事務組合
管理者 松野 哲 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

私は、（住 所）

（氏 名）

を代理人と定め、岩見沢地区消防事務組合が行う「自動販売機の設置事業者の募集」に関し、次の権限を委任します。

記

○委任事項

- 1 自動販売機設置に係るくじ引きに関すること。
- 2 行政財産使用許可申請書の提出に関すること。

※上記委任事項は、例示です。

復代理人選任の場合

委 任 状

令和 年 月 日

岩見沢地区消防事務組合
管理者 松野 哲 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

上記代理人

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

私は、（住 所）

（氏 名）

を復代理人と定め、岩見沢地区消防事務組合が行う「自動販売機の設置事業者の募集」に関し、次の権限を委任します。

○委任事項

- 1 自動販売機設置に係るくじ引きに関すること。
- 2 行政財産使用許可申請書の提出に関すること。

※上記委任事項は例示です。